

## 2018年度第3回団体交渉〔交渉時間問題〕記録

- ・日時 2019年5月8日(水)10:00-10:17
- ・場所 片平会館 2f 小会議室
- ・出席

■大学側：下間理事、羽鳥人事企画部長、佐藤課長、目黒課長、木皿課長、村上補佐、原田補佐、小野寺補佐、千葉補佐、堀越係長等

□組合側：片山委員長、黒瀬副委員長、田嶋副委員長、千葉書記長、高橋県労連議長、阿部執行委員、小野寺書記

### ・交渉事項(組合側申入れ事項)

- ・ 団体交渉の開催の仕方(終業時刻以降の時間を含めた交渉開催)について

(文責：組合)

※交渉冒頭、組合側から大学側に資料を提供した(2012年7月10日、中央労働委員会プレスリリース「大阪大学不当労働行為再審査事件(平成23年(不再)第18号)命令書交付について」)。

※また、大学側から、4月1日付けで新しく着任・昇進等した羽鳥部長、木皿課長、原田補佐について紹介・挨拶があり、また、この間着任した労務担当の千葉補佐から窓口担当者として自己紹介があった。

■労務担当補佐 これから交渉を始める。組合から交渉申入れの趣旨説明をお願いします。

□組合(委員長) 今回の申入れの内容は、「団体交渉の開催の仕方、終業時刻以降の時間を含めた交渉開催について」。その趣旨は、団体交渉の日程、日時を事前に調整することが決まっているが、緊急のいろんな大量雇い止めの問題も、緊急に開きたい時もなかなか調整がつかなかった。私どもが考えているその一番大きな理由は、日中に時間がとれない、理事をはじめ忙しいことは承知しているが、私どもも、教員も多く、授業や実習とかで、就業時間内にこちらに来て良いことになっているが、学生をほっぽり出してこちらに来るということはどうしてもできない。そういう中で、5時間目が終わった後、終業時刻以降に交渉開催を希望することが多くなる。すると、皆さんから、5時15分以降はできないと回答されることが度々あった。そのことを理由

にしてほしくない。誠実に日程調整に当たってほしい。これが今回の申入れの趣旨だ。お聞きしたいのは、なぜ、終業時刻以降、団体交渉ができないのか、その理由をまず教えてほしい。

■理事 趣旨はよくわかっているつもりだ。その上で、交渉を行わないというのではなく、行えない考え方として、2月の交渉でも言ったが、平成26年に過労死等防止対策推進法が施行され、国でも、長時間労働対策、働き方の見直し、あるいは時間外労働の多い事業場への監督指導の徹底が行われている。本学においてもこれを受けて、時間外労働の削減に向けての取り組みを実施している。昨年度も役員会決定において、時間外労働ゼロを目指してと、数値目標を掲げ、時間外労働の削減に取り組み、今年度も同様に取り組みすることになっている。本部開催の会議等について、準備時間も含め、勤務時間内にするとしている。そうしたことを踏まえて、就業時間内での開催を優先して協議したいと考えている。考え方は以上だ。

□組合(委員長) 時間外労働削減の趣旨は、もちろん、労働者にとって良い話だ。ただ、業務はそれに収まらないことが多々ある。それに対しては、超勤(手当)を支払い、労働に見合った処遇をしていただくのは当然だ。その趣旨は良いが、それが、なぜ、団体交渉が時間外にやってはいけないという理由にはどうしてもならないと思う。入試やいろんな業務が、時間内にはしなけれ

ばならないことがある。だから、できないという理由にはならないと思うがいかがか。

■理事 交渉日時は、大学と組合で協議の上、その都度定めることにしている。その上で、私どもとしては、これまでどおり勤務時間内での開催を優先して協議したい、と言っている。事情がある場合に、その点を考慮に入れて協議する、ということも従来と変わりない。入試業務とかも事情を考慮に入れて、従来もそうしてきたと私どもは理解している。

□組合（委員長） ということは、5時15分以降だからできないという理由には使わないということが良いか。

■理事 たとえば、4時から開催して勤務時間後に延びるということはある。勤務時間外に設定することありきではなく、適切な時間を協議したい。継続交渉での懸案といわれるが、勤務時間内で開催できないのかと相談して、協議している。大学の立場は、できれば勤務時間内でできるように、それを優先して協議したい。

□組合（委員長） 私どもも時間内にできれば良い。しかし私どもが申し入れた、17:15から、17:30からという申し入れに対してどういう対応をするのか。

■理事 17時からの開催も排除はしない、という言い方をしたら納得するか。私どもは、できれば勤務時間内優先の開催で協議したいと言っている。勤務時間外にまたがる、勤務時間外にやることを排除するものではない、という言い方ではどうか。

□組合（委員長） はい。わかった。

■理事 その都度協議したい。いろんな事情がそちらにもあるだろうし、私どもも、時間外になるべく開催しない方向で相談したいと思っているが、その都度互いの都合を調整していきな。

□組合（委員長） 具体的に、17:30からの団体交渉の申し入れをした。その時に、日程調整する。日程調整ができなかった理由として、時間外だから、ということは許されない、排除しないということではどうか。

■理事 私どもとしては、互いの交渉委員の日程を調整して日時を定めると理解しているので、勤務時間外だからできないという

ことには、私どもとして合理性の説明が必要だと思う。

□組合（委員長） ありがとうございます。

■理事 そこは、排除しない、という言い方は、そういう意味で言っている。

□組合（委員長） ならば、

■理事 逆に言えば、私どもとして勤務時間内を優先して開催したいと考えているということだから、できるなら、多様な選択肢を提示していただければありがたい。

□組合（委員長） 時間内にしたいのは当然だ。ならば、17:30からの申し入れに対して調整ができなかった場合は、明確に、理事なり交渉委員のメンバーの、こういう会議が入っているから、こういう出張だから、だからできません、そういう回答になりますよね。

■理事 どこまで合理的な説明か、という解釈の幅があると思うが、私事ですね、家庭の事情、介護、育児など、そういう事情を詳らかにしなければいけないのは行き過ぎではないかと思う。交渉委員の都合がつかない、というのが日程調整上の事情だろう。交渉委員の都合がつかないので別の日程で相談したいということは説明したい。

□組合（委員長） もちろん、各個人のプライバシーの話を知りたいのではなく、私事で事情があるならしかたない。いずれにしても、確認したい。就業時間内の交渉ができれば良いが、それがかなわなかった場合、時間外もあり得る、と確認して良いか。

■理事 はい。17:30以降、勤務時間外であるということで交渉ができないということはないことは確認する。できれば、私どもとして、就業時間内での開催を優先して協議したいと思うので広い日程の提示をお願いします。

□組合（委員長） ありがとうございます。一つ、釘を刺すわけではないが、今日渡した資料、いろんな大学や職場で団体交渉がある。そこで当然、日程調整される。時間内であったり、時間外であったり各職場によって違う。今日配ったのは大阪大の件で、組合が労働委員会に申し立てたことに対して命令書が出された。これは、労働委員会から出したプレスリリースだ。読めばわか

るが、命令のポイントとして書いてある。大学が団体交渉の開催時間と場所を限定したことには正当な理由がなく、不当労働行為に当たるとした事案。これをもうちょっと一般的に言えば、当局側が時間や場所に固執した場合は、不当労働行為の対象となるということなので、重々この件を認識いただきたい。

■理事 ありがとう。こうした命令書の交付があったということも踏まえて、私どもとして、日程のことも含めて誠実に対応していきたいと考えている。

□組合（T副委員長） たいへん積極的な前向きな回答をいただきうれしく思う。私どもがわざわざこの議題を取り上げることにしたのは、事実経過として、この間申し入れてきた団体交渉において、時間外の交渉が、1回も実現しなかった。3年位だろうか。そういうことがあったので、あえて取り上げた。そちら側の態度として、時間外を排除するものではないと明言してもらったので、その点は、方針としてはたいへん納得した。なので、事実として、現実として、時間外の交渉が、もちろん、時間内の都合がつかない場合ということだが、実現できるようにお願いしたい。おそらく、非常に近い日程で具体的にお願いすることになると思うので、宜しくお願いします。

□組合（委員長） 今日の申入れに対してはこれで終わりたい。今後、もう一つ、実は、大学側と私どもで折り合いがつかない問題がある。私どもが要求した回答を文書で出

してほしい、ということに対して、どうしても文書では出せないという件が残っている。これの解決策として、私どもとしては膠着して話し合いが進まないのが、提案もしつつ、今継続案件となっている非正規雇用の方の無期転換を可能に下さいという要求に対しての交渉を続けたいと思っている。この交渉が終わった後、すぐに、5月27日の交渉を、これは実は17時からなのだが、その申入れをする。互いの懸案が沢山あるので、この中で、話し合いを続けている中で、非正規雇用の方々が次々と雇い止めに遭い、限定正職員の方も、無期転換と言われながらも1年で解雇という事情があり、早急に解決しなければならない問題がある。なので、この日程調整を進めていただき、早期にまた団体交渉を開催することを要望したいと思う。

■理事 交渉日程については、今手元に日程もないので、今回提案いただいたということで事務的に調整したい。今回、5月27日17時からということで、要望だが、勤務時間外を含んで良いが、できるだけ多様な時間帯、日時を複数提示していただけると、私ども調整ができる。事情があると思うが、この日程だけでなく、調整の可能性のある日程を複数、宜しくお願いします。

□組合（委員長） ありがとうございます。

■理事 ありがとうございます。